

令和6年度キングサーモンプロジェクト 協働促進サポーター 質問に対する回答

#	分類	質問内容	回答
1	協定金の支払いについて	協働プロジェクトサポート費は都度支払いを受けられるとの認識でよいか。 また、請求時期と支払時期はいつ頃になる想定か。	協働プロジェクトサポート費用については、都度東京都へ請求いただくことで支払いが受けられる仕組みとなっております。請求時期と支払い時期につきましては個別相談といたします。
2		協働プロジェクトサポート費として認められる条件は何か。	プロジェクト遂行に必要な費用として認められることが条件であり、現時点では公募要領で定めている内容以上の条件は想定しておりません。費用として認められるか否かについて疑義がある場合には事前に事務局へご相談ください。
3		協働プロジェクトサポート費を請求する際に必要な証跡は何か。	サポーターからスタートアップに対しての支払項目・費用が明記された支払証明（領収書等）をご提出いただくことを想定しております。
4	協働プロジェクト組成について	採択された場合、都内の行政機関のスタートアップ連携ニーズをヒアリングする場の提供は可能か。	都内行政現場とのヒアリング等の機会を設けることは可能ですが、本事業としてはスタートアップ側のアイデア・ソリューションを重視したプロジェクト組成を期待しております。
5	協働プロジェクト完了について	「協働プロジェクトの完了」の定義は何か。	協働プロジェクトで予定されていた実施内容が完了し、その効果・検証結果を取りまとめた最終報告書の事務局への提出をもって「協働プロジェクトの完了」と定義しております。
6	提出書類について	提携事業者についても、登記事項証明書や財務諸表の提出が必要か。	代表社の各種書類提出のみで結構です。

5/29追加